

無期刑の執行状況及び無期刑受刑者に係る仮釈放の運用状況について

平成21年9月

平成11年から平成20年までの過去10年間における無期刑の執行状況及び無期刑受刑者に係る仮釈放の運用状況は、以下のとおりです。

1 無期刑の執行状況

(1) 無期刑受刑者数の推移、無期刑仮釈放者数及び死亡した無期刑受刑者数の推移等

表1-1 無期刑受刑者の推移(平成11年～平成20年)

	年末在所 無期刑者数 (人)	無期刑 新受刑者数 (人)	無期刑 仮釈放者数 (人)	無期刑 新仮釈放者 数 ※…① (人)	①の 平均受刑 在所期間	死亡した 無期刑 受刑者数 (人)
平成11年	1,002	45	11	9	21年4月	9
平成12年	1,047	60	12	7	21年2月	9
平成13年	1,097	69	15	13	22年8月	12
平成14年	1,152	75	8	6	23年5月	18
平成15年	1,242	114	16	14	23年4月	11
平成16年	1,352	119	4	1	25年10月	15
平成17年	1,467	134	13	10	27年2月	12
平成18年	1,596	136	4	3	25年1月	15
平成19年	1,670	89	3	1	31年10月	13
平成20年	1,711	53	5	4	28年10月	7
合計	-	894	91	68	-	121

【備考】

- ・ 無期刑新仮釈放者とは、無期刑の仮釈放を取り消された後、再度仮釈放を許された者を除いたものである。

表1-1のとおり、無期刑により新たに刑事施設に収容された者（無期刑新受刑者）は、平成11年には45人であったところ、平成15年には114人、平成18年には136人と大幅に増加しています。平成19年から減少に転じ、平成20年には53人

に減少したものの、それまでの無期刑新受刑者数の急増に伴い、年末時点で刑事施設に在所中の無期刑受刑者（年末在所無期刑者）も、平成11年の1,002人から平成20年の1,711人へと急増しており、この10年間で約1.7倍となりました。

平成11年から平成20年までの間に仮釈放となった無期刑受刑者は、増減を伴いつつもおおむね減少傾向にあり、表1-1のとおり、最も多かった平成15年には16人（うち無期刑の仮釈放を取り消された後、再度仮釈放を許された者を除いた無期刑新仮釈放者は14人）、最も少なかった平成19年には3人（同1人）となっており、平成11年から平成20年までの間の無期刑仮釈放者数は、延べ91人（無期刑新仮釈放者は合計68人）でした。

無期刑新仮釈放者の仮釈放時点における平均在所期間は、平成11年に21年4月であったところ、平成15年には23年4月、平成17年には27年2月と長期化しており、平成20年は28年10月となっています。^{注1}

また、この10年間に刑事施設内で死亡した無期刑受刑者の数は、合計121人であり、仮釈放となった無期刑受刑者の数を上回っています。

(2) 無期刑受刑者の在所期間

表1-2 無期刑受刑者・在所期間(平成20年末)

平成20年末在所期間(年)		受刑者数	比率	平均年齢(歳)
10年未満	0-10	965	56.3%	47.8
10年未満小計		965	56.3%	47.8
10年以上	10-20	347	20.3%	56.5
	20-30	319	18.6%	60.6
	30-40	58	3.4%	64.9
	40-50	16	0.9%	70.8
	50-60	6	0.4%	74.3
10年以上小計		746	43.6%	59.3
総計		1,711	100.0%	52.8

表1-2のとおり、平成20年末時点で刑事施設に収容されている無期刑受刑者1,711人のうち、在所期間10年未満の者は965人（56.3%、平均年齢47.8歳）、10年以上の者は746人（43.6%、同59.3歳）であり、後者の中には、

注1 仮釈放となった無期刑受刑者のうち、無期刑の仮釈放を取り消された後、再度仮釈放を許された者については、当初の仮釈放の時点で10年の最低服役期間が既に経過しており、無期刑新仮釈放者の場合と単純に比較することができないため、表1-1の平均在所期間の算定対象から外した。

在所期間40年以上50年未満の者が16人(0.9%,同70.8歳),50年以上60年未満の者が6人(0.4%,同74.3歳)いるなど,収容が長期に及ぶ者や高齢者も相当数見られました。

(3) 無期刑受刑者の年齢

表1-3 無期刑受刑者の年齢構成(平成20年末)

平成20年末年齢	受刑者数	比率
20歳代	90	5.3%
30歳代	243	14.2%
40歳代	363	21.2%
50歳代	404	23.6%
60歳代	409	23.9%
70歳代	173	10.1%
80歳代	29	1.7%
総計	1,711	100.0%

平成20年末時点における無期刑受刑者の年齢別在所者数は,表1-3のとおりであり,60歳代の受刑者が最も多くなっています。

2 無期刑受刑者に係る仮釈放の運用状況

以下の表は、平成11年1月から平成20年12月までの間に審理が終了した91件^{注2}について、無期刑受刑者の仮釈放審理に関する記録に基づき、調査を行い^{注3}、その結果をまとめたものです。

このうち、表2-1は、調査対象となった上記91件について、個別事件の審理概要を^{注4}、表2-2以下は、無期刑受刑者に係る仮釈放の運用状況につき、様々な視点に基づいて、その審理・判断の状況をそれぞれまとめたものです。

(1) 仮釈放審理の件数の推移等

表2-1 無期刑受刑者に係る仮釈放審理状況(平成11年～平成20年)

	判断年	判断結果	判断時 年齢	判断時 在所期間	主な罪名		被害者数	うち 死亡者数
1	平成11年	許可	70歳代	28年11月	殺人		1人	1人
2	平成11年	許可しない	50歳代	20年7月	強盗致死傷		1人	1人
3	平成11年	許可	50歳代	20年3月	強盗致死傷		1人	1人
4	平成11年	許可	70歳代	23年9月	殺人	放火	5人以上	2人以上
5	平成11年	許可しない	50歳代	31年7月	殺人		1人	1人
6	平成11年	許可	50歳代	18年6月	強盗致死傷		2人	1人
7	平成11年	許可	40歳代	19年1月	強盗致死傷	その他	5人以上	1人
8	平成11年	許可	60歳代	19年5月	殺人	その他	5人以上	2人以上
9	平成11年	許可	50歳代	20年1月	強盗致死傷	その他	4人	1人
10	平成11年	許可しない	50歳代	20年3月	強盗致死傷	放火	5人以上	1人
11	平成11年	許可	40歳代	21年1月	殺人	その他	5人以上	2人以上
12	平成12年	許可	50歳代	26年2月	強盗致死傷	放火	2人	1人
13	平成12年	許可	50歳代	20年4月	殺人		2人	2人
14	平成12年	許可しない	50歳代	11年11月	強盗致死傷	その他	1人	1人
15	平成12年	許可しない	50歳代	31年3月	殺人	その他	4人	1人
16	平成12年	許可しない	40歳代	20年1月	強盗致死傷	強盗強姦・同致死	2人	1人

注2 ここには、審理及び決定に関する記録の保存期間が経過したため、記録が廃棄されたものは含まれない。

注3 無期刑受刑者に係る仮釈放審理の状況に関する調査においても、注1同様、無期刑の仮釈放を取り消された後、再度仮釈放審理がなされた者については、仮釈放歴がない者と単純に比較することができないため、調査対象から外した。

注4 表2-1においては、個別事件に関し、審理対象者の氏名、年齢等の個人識別情報を記載した場合はもちろん、犯罪事実の概要や審理における考慮内容等の詳細な情報を記載した場合も、当該審理対象者である無期刑受刑者又は仮釈放者のある程度特定することが可能となり、その結果、刑の執行や保護観察の実施等に支障を生ずるおそれがあることから、詳細な情報の記載を省略した。

17	平成 12 年	その他	50 歳代	23 年 10 月	強盗致死傷		1 人	1 人
18	平成 12 年	許可	50 歳代	24 年 5 月	強盗致死傷		1 人	1 人
19	平成 12 年	許可	50 歳代	21 年 1 月	強盗致死傷		1 人	1 人
20	平成 12 年	許可しない	50 歳代	20 年 2 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
21	平成 12 年	許可	50 歳代	20 年 2 月	強盗致死傷		1 人	1 人
22	平成 12 年	許可	40 歳代	21 年 1 月	強盗致死傷	強姦・同致死傷	5 人以上	1 人
23	平成 13 年	許可しない	60 歳代	24 年 2 月	殺人	その他	1 人	1 人
24	平成 13 年	許可	50 歳代	13 年 1 月	強盗致死傷		1 人	1 人
25	平成 13 年	許可	70 歳代	21 年 8 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	2 人以上
26	平成 13 年	許可	60 歳代	25 年 6 月	殺人	放火	5 人以上	2 人以上
27	平成 13 年	許可しない	50 歳代	21 年 7 月	強盗致死傷		1 人	1 人
28	平成 13 年	許可	40 歳代	22 年 1 月	強盗致死傷	強盗強姦・同致死	3 人	1 人
29	平成 13 年	許可	50 歳代	30 年 10 月	強盗致死傷	その他	4 人	1 人
30	平成 13 年	許可しない	60 歳代	21 年 8 月	強盗致死傷	その他	4 人	1 人
31	平成 13 年	その他	50 歳代	25 年 6 月	強盗致死傷	その他	4 人	1 人
32	平成 13 年	許可	60 歳代	28 年 9 月	強盗致死傷	その他	2 人	2 人
33	平成 13 年	許可	50 歳代	20 年 11 月	殺人		1 人	1 人
34	平成 13 年	許可	40 歳代	20 年 4 月	強盗致死傷		1 人	1 人
35	平成 13 年	許可	40 歳代	26 年 4 月	強盗致死傷		2 人	1 人
36	平成 13 年	許可	60 歳代	21 年 3 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人
37	平成 13 年	許可	50 歳代	23 年 6 月	強盗致死傷	殺人	1 人	1 人
38	平成 13 年	許可	50 歳代	27 年 1 月	強盗致死傷		4 人	1 人
39	平成 13 年	許可	60 歳代	26 年 9 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
40	平成 13 年	その他	60 歳代	32 年 2 月	殺人	強姦・同致死傷	4 人	2 人以上
41	平成 13 年	許可	50 歳代	20 年 7 月	強盗致死傷		5 人以上	1 人
42	平成 14 年	許可	40 歳代	22 年 1 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
43	平成 14 年	その他	60 歳代	37 年 0 月	強盗致死傷		1 人	1 人
44	平成 14 年	許可しない	50 歳代	20 年 5 月	殺人	その他	4 人	2 人以上
45	平成 14 年	許可しない	50 歳代	23 年 10 月	殺人	その他	2 人	2 人
46	平成 14 年	許可	50 歳代	22 年 0 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
47	平成 14 年	許可	60 歳代	23 年 8 月	殺人		2 人	2 人
48	平成 14 年	許可	60 歳代	17 年 3 月	強盗致死傷	放火	2 人	1 人
49	平成 15 年	許可	50 歳代	21 年 10 月	強盗致死傷		1 人	1 人
50	平成 15 年	許可	40 歳代	26 年 0 月	強盗致死傷		1 人	1 人

51	平成 15 年	許可	50 歳代	22 年 11 月	強盗致死傷		1 人	1 人
52	平成 15 年	許可	60 歳代	29 年 0 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人
53	平成 15 年	許可	60 歳代	22 年 10 月	強盗致死傷	その他	4 人	1 人
54	平成 15 年	許可	60 歳代	21 年 7 月	殺人	その他	4 人	2 人以上
55	平成 15 年	許可しない	70 歳代	18 年 6 月	強盗致死傷		1 人	1 人
56	平成 15 年	許可	70 歳代	21 年 1 月	強盗致死傷	放火	3 人	1 人
57	平成 15 年	許可	60 歳代	22 年 10 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
58	平成 15 年	許可	60 歳代	22 年 11 月	強盗致死傷		1 人	1 人
59	平成 15 年	許可	50 歳代	25 年 3 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人
60	平成 15 年	許可	50 歳代	20 年 2 月	殺人	その他	3 人	2 人以上
61	平成 15 年	許可	40 歳代	22 年 3 月	強盗致死傷		1 人	1 人
62	平成 15 年	許可	60 歳代	22 年 5 月	強盗致死傷		1 人	1 人
63	平成 16 年	許可	50 歳代	25 年 10 月	強盗致死傷		1 人	1 人
64	平成 16 年	許可	60 歳代	39 年 3 月	強盗致死傷		1 人	1 人
65	平成 16 年	許可	60 歳代	25 年 1 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人
66	平成 16 年	許可しない	60 歳代	22 年 7 月	強盗致死傷	その他	3 人	2 人以上
67	平成 16 年	許可	50 歳代	24 年 4 月	強盗致死傷		1 人	1 人
68	平成 16 年	許可しない	40 歳代	21 年 10 月	強盗致死傷		1 人	1 人
69	平成 16 年	許可	70 歳代	19 年 11 月	強盗致死傷		1 人	1 人
70	平成 16 年	許可	40 歳代	27 年 2 月	強盗致死傷		2 人	1 人
71	平成 16 年	許可	50 歳代	27 年 2 月	殺人	その他	5 人以上	2 人以上
72	平成 16 年	許可	60 歳代	26 年 8 月	殺人	その他	5 人以上	2 人以上
73	平成 16 年	許可しない	60 歳代	27 年 0 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
74	平成 17 年	その他	60 歳代	27 年 3 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人
75	平成 17 年	許可	40 歳代	21 年 10 月	強盗致死傷		1 人	1 人
76	平成 17 年	許可	60 歳代	20 年 7 月	強盗致死傷		1 人	1 人
77	平成 17 年	許可	70 歳代	37 年 9 月	殺人		2 人	2 人
78	平成 18 年	許可しない	60 歳代	27 年 1 月	強盗致死傷	その他	2 人	2 人
79	平成 18 年	許可	50 歳代	31 年 8 月	強盗致死傷		1 人	1 人
80	平成 18 年	許可	50 歳代	24 年 11 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
81	平成 18 年	許可	50 歳代	24 年 10 月	強盗致死傷	強盗強姦・同致死	5 人以上	2 人以上
82	平成 18 年	許可	60 歳代	24 年 9 月	強盗致死傷		1 人	1 人
83	平成 18 年	許可しない	50 歳代	26 年 7 月	強盗致死傷	その他	5 人以上	1 人
84	平成 18 年	許可しない	60 歳代	21 年 1 月	殺人	放火	5 人以上	2 人以上

85	平成 19 年	許可しない	70 歳代	25 年 4 月	強盗致死傷	その他	3 人	1 人
86	平成 20 年	許可	60 歳代	30 年 11 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人
87	平成 20 年	許可	50 歳代	25 年 11 月	強盗致死傷		1 人	1 人
88	平成 20 年	許可	70 歳代	26 年 4 月	強盗致死傷		1 人	1 人
89	平成 20 年	その他	60 歳代	27 年 0 月	強盗致死傷	その他	2 人	1 人
90	平成 20 年	許可しない	60 歳代	25 年 9 月	強盗致死傷	その他	4 人	1 人
91	平成 20 年	許可	60 歳代	31 年 6 月	強盗致死傷	その他	1 人	1 人

【備考】

- ・ 本表には、仮釈放を取り消されて再度収容されている無期刑受刑者は含まれない。
- ・ 本表には、審理及び決定に関する記録の保存期間が経過したため、記録が廃棄されたものは含まれない。
- ・ 「判断結果」欄の「許可」には、仮釈放を許す旨の決定を受けた後、釈放されるまでの間に、懲罰があったなどして当該決定が取り消され、実際には釈放されなかった場合も含まれている。
- ・ 「判断結果」欄の「その他」とは、仮釈放審理中に無期刑受刑者が死亡するなどにより、仮釈放の許否の判断なしに仮釈放審理を終了した場合である。
- ・ 年齢及び期間の計算に当たっては、1か月を30日、1年又は1歳を365日として計算している。
また、「判断時在所期間」については、30日に満たない日数を切り捨てて表記している。
- ・ 「主な罪名」欄には、無期刑受刑者が行った犯罪行為のうち、「強盗致死傷」、「強盗強姦・同致死」、「殺人」、「放火」、「強姦・同致死傷」、「その他」の中から主要なもの2つを挙げており、各未遂罪を含む。
なお、同一人が同一罪名を複数回犯した場合は1回分のみ記載した。

表2-1は、上記のとおり、調査対象91件の個別の仮釈放審理の概要をまとめたものです。

これを見ると、仮釈放審理の件数は、増減を伴いつつもおおむね減少傾向にあり、最も多かった平成13年には19件、最も少なかった平成19年には1件となっています。

(2) 地方委員会別の審理手続の状況

表2-2 委員会別審理手続の状況(平成11年～平成20年)

判断庁	件数	審理 月数 (平均)	審理 月数 (最長)	委員 面接 回数 (平均)	委員 面接 回数 (最大)	複数委員 面接実施 件数	被害者 感情 調査	検察官 意見 照会
北海道	1	12.7	12.7	3.0	3	1	1	1
東北	9	10.3	25.6	1.4	2	1	7	8
関東	29	9.4	18.9	1.3	2	0	22	27
中部	9	5.0	8.8	1.2	3	1	7	9
近畿	5	2.5	3.6	1.0	1	0	5	4
中国	24	8.2	11.9	1.3	3	0	21	22
四国	7	6.6	19.4	1.7	3	0	6	6
九州	7	7.3	15.5	1.6	5	1	6	6
総計	91	8.0	25.6	1.4	5	4	75	83

【備考】

- ・ 「審理月数(平均)」及び「委員面接回数(平均)」の「総計」欄は、全国の平均を示す。
- ・ 「審理月数(最長)」及び「委員面接回数(最大)」の「総計」欄は、それぞれ全国における最長及び最大を示す。

表2-2は、仮釈放審理手続の状況について、地方委員会別にまとめたものです。

仮釈放審理手続の状況について見ると、審理月数は、全国平均で8.0月のところ、最長は北海道地方委員会の12.7月、次いで東北地方委員会の10.3月であり、最短は近畿地方委員会の2.5月、次いで中部地方委員会の5.0月でした。また、各地方委員会において平成11年から平成20年までの間に仮釈放審理が終結した合計91件のうち、審理対象者との面接を複数の委員により行ったものは4件、被害者感情調査を行ったものは75件、検察官に対して意見を照会したものは83件でした。

(3) 地方委員会別の審理結果

表2-3 委員会別・許否件数・平均在所期間(平成11年～平成20年)

判断庁	許可			許可しない			その他			全体の 件数	全体の 比率	全体の 平均 在所 期間 (年)
	件数	比率	平均 在所 期間 (年)	件数	比率	平均 在所 期間 (年)	件数	比率	平均 在所 期間 (年)			
北海道	1	100.0%	26.2	0	0.0%	-	0	0.0%	-	1	100.0%	26.2
東北	5	55.6%	27.6	3	33.3%	24.0	1	11.1%	37.0	9	100.0%	27.4
関東	20	69.0%	24.5	7	24.1%	23.0	2	6.9%	27.1	29	100.0%	24.3
中部	2	22.2%	26.7	5	55.6%	23.4	2	22.2%	24.7	9	100.0%	24.4
近畿	4	80.0%	22.0	1	20.0%	18.6	0	0.0%	-	5	100.0%	21.3
中国	21	87.5%	21.6	3	12.5%	22.3	0	0.0%	-	24	100.0%	21.7
四国	6	85.7%	26.2	0	0.0%	-	1	14.3%	32.2	7	100.0%	27.1
九州	5	71.4%	26.0	2	28.6%	24.1	0	0.0%	-	7	100.0%	25.4
総計	64	70.3%	24.0	21	23.1%	23.0	6	6.6%	28.8	91	100.0%	24.1

【備考】

- ・ 「その他」とは、仮釈放審理中に無期刑受刑者が死亡するなどして仮釈放許否の判断がなされないまま審理が終結したものを指す。表2-4以降も同じ。
- ・ 「平均在所期間」については、仮釈放を許された場合だけでなく、仮釈放を許されなかった場合や仮釈放審理中に無期刑受刑者が死亡するなどして審理が終結した場合も対象としているため、当該審理終結の時点を基準として算定している。このため、実際に刑事施設を出た時点における在所期間を記載した表1-1の「①(無期刑新仮釈放者)の平均受刑在所期間」とは数値が異なる。
また、「許可」、「許可しない」、「その他」の比率については、小数点第2位を四捨五入して表記しているため、合計で100.0%とならない場合もある。表2-4以降も同じ。

表2-3は、無期刑受刑者に係る仮釈放の審理結果について、地方委員会別にまとめたものです。仮釈放審理の結果について見ると、仮釈放を許された場合の仮釈放審理時の平均在所期間は、全国平均24.0年のところ、最長は東北地方委員会の27.6年、次いで中部地方委員会の26.7年であり、最短は中国地方委員会の21.6年、次いで近畿地方委員会の22.0年でした。^{注5}

注5 東北地方委員会や中部地方委員会が仮釈放審理を行う刑事施設は、主に犯罪傾向の進んだ受刑者(LB指標)を収容する施設であるのに対し、近畿地方委員会や中国地方委員会が仮釈放審理を行う刑事施設にはLB指標の受刑者を収容する施設がないことから、審理対象者の犯罪傾向等が仮釈放審理や判断に影響を与えたことも考えられる。

(4) 審理年と審理結果等

表2-4 審理年別・許否件数・平均在所期間(平成11年～平成20年)

審理年	許可			許可しない			その他			全体の 件数	全体の 比率	全体の 平均 在所 期間 (年)
	件数	比率	平均 在所 期間 (年)	件数	比率	平均 在所 期間 (年)	件数	比率	平均 在所 期間 (年)			
平成11年	8	72.7%	21.4	3	27.3%	24.1	0	0.0%	-	11	100.0%	22.1
平成12年	6	54.5%	22.2	4	36.4%	20.9	1	9.1%	23.9	11	100.0%	21.9
平成13年	14	73.7%	23.5	3	15.8%	22.5	2	10.5%	28.9	19	100.0%	23.9
平成14年	4	57.1%	21.3	2	28.6%	22.2	1	14.3%	37.0	7	100.0%	23.8
平成15年	13	92.9%	23.2	1	7.1%	18.6	0	0.0%	-	14	100.0%	22.8
平成16年	8	72.7%	26.9	3	27.3%	23.8	0	0.0%	-	11	100.0%	26.1
平成17年	3	75.0%	26.8	0	0.0%	-	1	25.0%	27.2	4	100.0%	26.9
平成18年	4	57.1%	26.6	3	42.9%	24.9	0	0.0%	-	7	100.0%	25.9
平成19年	0	0.0%	-	1	100.0%	25.3	0	0.0%	-	1	100.0%	25.3
平成20年	4	66.7%	28.7	1	16.7%	25.7	1	16.7%	27.0	6	100.0%	27.9
総計	64	70.3%	24.0	21	23.1%	23.0	6	6.6%	28.8	91	100.0%	24.1

【備考】

- ・ 「その他」については、表2-3の備考を参照のこと。
- ・ 「平均在所期間」については、表2-3の備考を参照のこと。

表2-4は、審理が終結した年ごとに、仮釈放の審理結果や平均在所期間等を見たものです。

仮釈放を許された無期刑受刑者の審理終結時における在所期間は、平成11年には21.4年でしたが、平成20年には28.7年となっています。

審理結果について見ると、平成11年から平成20年までの間に無期刑受刑者に対する仮釈放審理が終結した合計91件のうち、仮釈放を許されたものが64件、許されなかったものが21件、仮釈放審理中に無期刑受刑者が死亡するなどして仮釈放許否の判断がなされないまま審理が終結したもの(同表の「その他」に該当するもの)が6件でした。

また、仮釈放を許された64件については、仮釈放許可決定時における平均在所期間が24.0年でした。

(5) 在所期間と審理結果

表2-5 在所期間と仮釈放許否件数(平成11年～平成20年)

在所期間 (年)	許可		許可しない		その他		全体の 件数	全体の 比率
	件数	比率	件数	比率	件数	比率		
10-15	1	1.6%	1	4.8%	0	0.0%	2	2.2%
15-20	5	7.8%	1	4.8%	0	0.0%	6	6.6%
20-25	35	54.7%	12	57.1%	1	16.7%	48	52.8%
25-30	17	26.6%	5	23.8%	3	50.0%	25	27.4%
30-35	4	6.3%	2	9.5%	1	16.7%	7	7.7%
35-40	2	3.1%	0	0.0%	1	16.7%	3	3.3%
総計	64	100.0%	21	100.0%	6	100.0%	91	100.0%

【備考】

- ・ 「その他」については、表2-3の備考を参照のこと。

表2-5は、在所期間5年ごとに審理結果等を見たものです。

仮釈放審理が行われた無期刑受刑者について見ると、在所期間20年以上25年未満で審理が行われた場合が最も多く48件(52.8%)であり、次いで25年以上30年未満が25件(27.4%)、30年以上35年未満が7件(7.7%)の順です。在所期間15年未満で仮釈放審理が行われたのは2件でした。

また、仮釈放を許されたものについて見ると、在所期間20年以上25年未満で行われた場合が最も多く35件(54.7%)であり、在所期間15年未満で許されたものは1件(1.6%)でした。

(6) 仮釈放審理歴と審理結果等

表2-6 審理歴と許否件数・平均在所期間(平成11年～平成20年)

審理歴	許可			許可しない			その他			全体の 件数	全体の 比率	全体の 平均 在所 期間 (年)
	件数	比率	平均 在所 期間 (年)	件数	比率	平均 在所 期間 (年)	件数	比率	平均 在所 期間 (年)			
初	42	64.6%	23.3	20	30.8%	22.6	3	4.6%	25.5	65	100.0%	23.2
2	18	90.0%	23.9	1	5.0%	31.3	1	5.0%	27.0	20	100.0%	24.4
3	3	100.0%	29.5	0	0.0%	-	0	0.0%	-	3	100.0%	29.5
4	0	0.0%	-	0	0.0%	-	1	100.0%	32.2	1	100.0%	32.2
5	0	0.0%	-	0	0.0%	-	0	0.0%	-	0	100.0%	-
6	0	0.0%	-	0	0.0%	-	1	100.0%	37.0	1	100.0%	37.0
7	1	100.0%	39.3	0	0.0%	-	0	0.0%	-	1	100.0%	39.3
総計	64	70.3%	24.0	21	23.1%	23.0	6	6.6%	28.8	91	100.0%	24.1

【備考】

- ・ 「その他」については、表2-3の備考を参照のこと。
- ・ 「平均在所期間」については、表2-3の備考を参照のこと。

表2-6は、当該仮釈放審理が何回目のものであったのか、その回数(仮釈放審理歴)ごとに審理結果や平均在所期間等を見たものです。

初回の仮釈放審理において仮釈放を許されたものが42件であった一方、初回の仮釈放審理において許されなかったものが20件ありました。また、最も審理歴が多かったものとしては、7回目の審理で仮釈放を許されたものが1件ありました。

(7) 被害者数と許否件数・平均在所期間

表2-7 被害者数と許否件数・平均在所期間(平成11年～平成20年)

被害者数	許可			許可しない			その他			全体の 件数	全体の 比率	全体の 平均在 所期間 (年)
	件数	比率	平均在 所期間 (年)	件数	比率	平均在 所期間 (年)	件数	比率	平均在 所期間 (年)			
1人	29	74.4%	24.1	8	20.5%	22.2	2	5.1%	30.5	39	100.0%	24.0
2人	13	72.2%	25.1	3	16.7%	23.7	2	11.1%	27.1	18	100.0%	25.1
3人	3	60.0%	21.1	2	40.0%	24.0	0	0.0%	-	5	100.0%	22.3
4人	5	45.5%	24.5	4	36.4%	24.8	2	18.2%	28.9	11	100.0%	25.4
5人	3	75.0%	22.7	1	25.0%	20.2	0	0.0%	-	4	100.0%	22.1
6人	2	100.0%	20.0	0	0.0%	-	0	0.0%	-	2	100.0%	20.0
7人	0	0.0%	-	0	0.0%	-	0	0.0%	-	0	-	-
8人	3	75.0%	20.6	1	25.0%	21.1	0	0.0%	-	4	100.0%	20.7
9人	3	100.0%	26.5	0	0.0%	-	0	0.0%	-	3	100.0%	26.5
10人以上	3	60.0%	25.2	2	40.0%	23.4	0	0.0%	-	5	100.0%	24.5
総計	64	70.3%	24.0	21	23.1%	23.0	6	6.6%	28.8	91	100.0%	24.1

【備考】

- ・ 「その他」については、表2-3の備考を参照のこと。
- ・ 「平均在所期間」については、表2-3の備考を参照のこと。

表2-7は、被害者の数ごとに審理結果や平均在所期間等を見たものです。

被害者が1人であったもののうち仮釈放を許されたものが29件あった一方、許されなかったものが8件ありました。また、被害者数が10人以上のものうち仮釈放を許されたものが3件あった一方、許されなかったものが2件ありました。

(8) 死亡被害者数と許否件数・平均在所期間

表2-8 死亡被害者数と許否件数・平均在所期間(平成11年～平成20年)

死亡被害者数	許可			許可しない			その他			全体の 件数	全体の 比率	全体の 平均在 所期間 (年)
	件数	比率	平均在 所期間 (年)	件数	比率	平均在 所期間 (年)	件数	比率	平均在 所期間 (年)			
1人	50	70.4%	23.9	16	22.5%	23.0	5	7.0%	28.1	71	100.0%	24.0
2人	10	71.4%	24.2	4	28.6%	23.5	0	0.0%	-	14	100.0%	24.0
3人以上	4	66.7%	25.2	1	16.7%	21.1	1	16.7%	32.2	6	100.0%	25.7
総計	64	70.3%	24.0	21	23.1%	23.0	6	6.6%	28.8	91	100.0%	24.1

【備考】

- ・ 「その他」については、表2-3の備考を参照のこと。
- ・ 「平均在所期間」については、表2-3の備考を参照のこと。

表2-8は、死亡した被害者の数ごとに審理結果や平均在所期間等を見たものです。

死亡した被害者の数が1人であったもののうち仮釈放を許されたものが50件あった一方、許されなかったものが16件ありました。また、死亡した被害者の数が3人以上であったもののうち仮釈放を許されたものが4件あった一方、許されなかったものが1件ありました。

(9) 検察官意見と許否件数・平均在所期間

表2-9 検察官意見と許否件数・平均在所期間(平成11年～平成20年)

検察官意見	許可			許可しない			その他			全体の 件数	全体の 比率	全体の 平均在 所期間 (年)
	件数	比率	平均在 所期間 (年)	件数	比率	平均在 所期間 (年)	件数	比率	平均在 所期間 (年)			
反対ではない	51	76.1%	23.5	13	19.4%	22.9	3	4.5%	30.4	67	100.0%	23.7
反対	6	37.5%	26.4	8	50.0%	23.3	2	12.5%	24.7	16	100.0%	24.6
聴取なし	7	87.5%	25.6	0	0.0%	-	1	12.5%	32.2	8	100.0%	26.5
総計	64	70.3%	24.0	21	23.1%	23.0	6	6.6%	28.8	91	100.0%	24.1

【備考】

- ・ 「その他」については、表2-3の備考を参照のこと。
- ・ 「平均在所期間」については、表2-3の備考を参照のこと。

表2-9は、検察官からの仮釈放についての意見の内容ごとに審理結果や平均在所期間等を見たものです。検察官から意見を聴取したものが83件ある一方、聴取していないものが8件ありました。

検察官意見が仮釈放に反対ではなかったものは67件であり、そのうち仮釈放を許されたものは51件(76.1%)、その場合の審理終結時における平均在所期間は23.5年でした。一方、検察官意見が仮釈放に反対であったものは16件であり、そのうち仮釈放を許されたものは6件(37.5%)、その場合の審理終結時における平均在所期間は26.4年でした。なお、検察官意見を聴取していない8件のうち仮釈放を許されたものは、7件(87.5%)ありました。

(10) 年齢と許否件数・平均在所期間

表2-10 年齢と許否件数・平均在所期間(平成11年～平成20年)

判断時年齢	許可			許可しない			その他			全体の件数	全体の比率	全体の平均在所期間(年)
	件数	比率	平均在所期間(年)	件数	比率	平均在所期間(年)	件数	比率	平均在所期間(年)			
40歳代	11	84.6%	22.7	2	15.4%	21.0	0	0.0%	-	13	100.0%	22.4
50歳代	26	68.4%	23.2	10	26.3%	22.8	2	5.3%	24.7	38	100.0%	23.2
60歳代	20	64.5%	25.2	7	22.6%	24.2	4	12.9%	30.9	31	100.0%	25.7
70歳代	7	77.8%	25.7	2	22.2%	22.0	0	0.0%	-	9	100.0%	24.8
総計	64	70.3%	24.0	21	23.1%	23.0	6	6.6%	28.8	91	100.0%	24.1

【備考】

- ・ 「その他」については、表2-3の備考を参照のこと。
- ・ 「平均在所期間」については、表2-3の備考を参照のこと。

表2-10は、受刑者の年齢(許否等判断時)ごとに審理結果や平均在所期間等を見たものです。

審理が行われた者の年齢については、50歳代であったものが38件と最も多く、そのうち仮釈放を許されたものは26件(68.4%)でした。一方、70歳代であったものが9件であり、そのうち仮釈放を許されたものは7件(77.8%)でした。

また、仮釈放を許された者の平均在所期間を見ると、40歳代であった者は22.7年、50歳代であった者は23.2年、60歳代であった者は25.2年、70歳代であった者は25.7年でした。

(11) 懲罰件数と許否件数・平均在所期間

表2-11 懲罰件数と許否件数・平均在所期間(平成11年～平成20年)

懲罰件数	許可			許可しない			その他			全体の 件数	全体の 比率	全体の 平均在 所期間 (年)
	件数	比率	平均在 所期間 (年)	件数	比率	平均在 所期間 (年)	件数	比率	平均在 所期間 (年)			
なし	14	77.8%	22.0	4	22.2%	23.9	0	0.0%	-	18	100.0%	22.4
1-5	30	68.2%	23.4	12	27.3%	22.9	2	4.5%	25.5	44	100.0%	23.4
6-10	12	75.0%	25.4	3	18.7%	23.5	1	6.3%	27.2	16	100.0%	25.2
11-15	7	70.0%	25.9	1	10.0%	31.3	2	20.0%	28.9	10	100.0%	27.0
16-20	1	50.0%	39.3	0	0.0%	-	1	50.0%	37.0	2	100.0%	38.2
21以上	0	0.0%	-	1	100.0%	12.0	0	0.0%	-	1	100.0%	12.0
総計	64	70.3%	24.0	21	23.1%	23.0	6	6.6%	28.8	91	100.0%	24.1

【備考】

- ・ 「その他」については、表2-3の備考を参照のこと。
- ・ 「平均在所期間」については、表2-3の備考を参照のこと。

表2-11は、受刑者の刑事施設内での懲罰^{注6}の件数ごとに審理結果や平均在所期間を見たものです。

審理が行われた者全体の数では、懲罰件数1回から5回であったものが44件と最も多く、そのうち仮釈放を許されたものは30件(68.2%)でした。一方、懲罰件数が21回以上であったものは1件であり、仮釈放を許されていません。

仮釈放を許された者のうち、懲罰なしのものの平均在所期間は22.0年であり、一方、懲罰件数が11回以上15回以下のものの平均在所期間は25.9年、懲罰件数が16回以上20回以下のものの在所期間は39.3年となっています。

注6 懲罰とは、刑事施設の規律及び秩序を維持するために必要な限度で、あらかじめ定められた遵守事項に違反する行為など反則行為をした被収容者に対して科される処分であり、居室内で謹慎させ、面会や信書の発受等を停止することなどが法により定められているが、懲罰はあくまでも行政上の処分であり、刑罰とは異なるものである。

(12) 主な罪名と許否件数・平均在所期間

表2-12 主な罪名と許否件数・平均在所期間(平成11年～平成20年)

主な罪名1	主な罪名2	許可			許可しない			その他			全体の件数	全体の比率	全体の平均在所期間(年)
		件数	比率	平均在所期間(年)	件数	比率	平均在所期間(年)	件数	比率	平均在所期間(年)			
強盗致死傷	(強盗致死傷のみ)	25	80.6%	24.0	4	12.9%	20.7	2	6.5%	30.5	31	100.0%	24.0
	強盗強姦・同致死	2	66.7%	23.5	1	33.3%	20.1	0	0.0%	-	3	100.0%	22.4
	殺人	1	100.0%	23.5	0	0.0%	-	0	0.0%	-	1	100.0%	23.5
	放火	3	75.0%	21.5	1	25.0%	20.2	0	0.0%	-	4	100.0%	21.2
	強姦・同致死傷	1	100.0%	21.0	0	0.0%	-	0	0.0%	-	1	100.0%	21.0
	その他	19	61.3%	24.4	9	29.0%	23.1	3	9.7%	26.6	31	100.0%	24.3
強盗致死傷集計		51	71.8%	23.9	15	28.6%	21.1	5	7.0%	28.1	71	100.0%	23.8
殺人	(殺人のみ)	4	80.0%	25.7	1	20.0%	31.6	0	0.0%	-	5	100.0%	26.9
	放火	2	66.7%	24.7	1	33.3%	21.1	0	0.0%	-	3	100.0%	23.5
	強姦・同致死傷	0	0.0%	-	0	0.0%	-	1	100.0%	32.2	1	100.0%	32.2
	その他	7	63.6%	23.6	4	36.4%	25.0	0	0.0%	-	11	100.0%	24.1
殺人集計		13	65.0%	24.4	6	30.0%	25.4	1	5.0%	32.2	20	100.0%	25.1
総計		64	70.3%	24.0	21	23.1%	23.0	6	6.6%	28.8	91	100.0%	24.1

【備考】

- ・ 「その他」については、表2-3の備考を参照のこと。
- ・ 「平均在所期間」については、表2-3の備考を参照のこと。
- ・ 「主な罪名」については、罪名が2以上ある場合は、法定刑の軽重に従い、その最も重いものを指している。

表2-12は、主な罪名ごとの審理結果や平均在所期間を見たものです。

主な罪名が強盗致死傷であるものは71件、殺人であるものは20件となっています。